

平成 29 年 12 月 15 日

各 位

会社名株式会社インテージホールディングス代表者名代表取締役社長宮首賢治(コード番号 4326 東証第一部)問合せ先取締役電話番号03-5294-7411 (代表)

第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権(行使指定・停止指定条項付) の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年12月15日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第1回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 30 年 1 月 5 日
(2)	新株予約権の総数	40,000 個
(3)	発 行 価 額	新株予約権1個につき金570円(総額22,800,000円)
(4)	当該発行による	潜在株式数: 4,000,000 株(新株予約権1個につき100 株)
	潜在株式数	上限行使価額はありません。
		下限行使価額は1,001円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数
		は4,000,000株であります。
(5)	資金調達の額	5,728,710,000 円(注)
	(差引手取概算額)	0, 120, 110, 000 1 (LL)
(6)	行 使 価 額 及 び	当初行使価額 1,429 円
	行使価額の修正条件	行使価額は、平成 30 年1月9日以降、本新株予約権の各行使請求の通
		知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」
		という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」
		という。)の 92%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価
		額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後
		の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	 野村證券株式会社に対する第三者割当方式
	(割当予定先)	野村超分体八云性に対する第二年前ヨガス
(8)	そ の 他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社(以下「割当予定先」とい
		う。) に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約
		権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約
		権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定すること
		ができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知するこ
		とにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がな
		された場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得

すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予 約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約 権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定 の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2.募集の目的及び理由 (2)本新株予約権の商品性」及び別記「6.割当予定先の選定理由等 (6)その他」をご参照ください。

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の東証終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額でありますが、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「知る、つなぐ、未来を拓く」というグループ経営ビジョンのもと、国内外においてマーケティングリサーチ事業を展開しております。当社グループの強みは、情報を収集し、加工・分析し、情報に価値を与えることであり、この強みを活かし、メーカー、サービス、官公庁等、さまざまな業種・業態のお客様のマーケティング活動や事業戦略の支援を行っております。

現在の事業セグメントは「マーケティング支援(消費財・サービス)事業」「マーケティング支援(ヘルスケア)事業」「ビジネスインテリジェンス事業」の3つで構成されております。

「マーケティング支援(消費財・サービス)事業」においては、独自に収集した各種パネル調査やカスタムリサーチから得られたデータをもとに、リサーチ技術やデータ解析力を駆使し、消費財メーカーをはじめとする多種多様なお客様のマーケティング活動をトータルでサポートしております。

「マーケティング支援(ヘルスケア)事業」においては、製薬メーカーの医薬品開発やマーケティング活動をサポートするためのサービスとして、一般用医薬品・医療用医薬品のマーケティングリサーチ、CRO (Contract Research Organization: 医薬品開発業務受託機関)及び処方情報分析等を展開しております。

「ビジネスインテリジェンス事業」においては、ソフトウェアの開発・販売、システム運用、維持・管理、データセンターの運用やシステム構築・運用による業務プロセス改善の支援等経営戦略的な側面の支援を行っております。近年では、人工知能(AI: Artificial Intelligence)やディープラーニング(深層学習)等、最新 IT 技術研究及びサービス開発も展開しております。

近年、ICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)、IoT(Internet of Things)、AI等々、加速度的な技術革新により、想像もし得なかったような商品やサービスが世の中に登場し始めております。また、サービス供給者と消費者の垣根も取り払われる等、新たなビジネスモデルも生み出されてきております。さらに、アナログからデジタルへ、ありとあらゆるデータが爆発的な勢いで増加し、ビッグデータの付加価値をいかに向上させられるかが、ビジネス革新のキーとなってきております。当社グループは、「お客様と生活者をつなぐ架け橋として、豊かで可能性の広がる社会を創造する」をグループミッションとして標榜し、供給者と生活者をデータでつなぐビジネスを展開しておりますが、そのような当社グループを取り巻く領域への関心は急速に高まってきていると認識しております。

このような環境下において、当社グループは、平成29年度に中期経営計画(3カ年計画:平成29年度 ~平成31年度)を策定し、グループの基本方針として「"Take the Initiative"~データ活用の領域で先手を取れ~」を掲げ、①成長ドライバー創出に向けた研究開発体制の整備、②ビジネス領域の進化とデータ価値向上の実現、③働き方改革へのチャレンジの3つを重点戦略ポイントとして取り組みを開始しております。また、中期経営計画においては、平成32年3月期に連結売上高620億円、事業成長のための投

資として売上高 R&D 経費比率を 2.0%、加えて、利益水準の確保として営業利益率 8.0%を数値目標として設定し、グループの持続的成長を目指しております。

平成29年3月期の連結売上高は479億円となり24期連続の増収を達成し、また、マーケティングリサーチ会社の売上高ランキング(出典: Marketing News 誌(アメリカマーケティング協会/October 2017))では国内1位、世界9位の地位を確立しておりますが、グループ共通の研究開発体制を整備することにより、データハンドリング技術のたゆまぬ向上や新たな成長ドライバーの育成を目指しております。

また、各セグメントにおいても、新しい発想の事業開拓に取り組んでおります。「マーケティング支援 (消費財・サービス)事業」においては、自社データと顧客データを融合させたデータの価値向上により、 サービス領域の拡大を目指しております。「マーケティング支援 (ヘルスケア)事業」においては、患者 起点のマーケティングをさらに深耕し、ビジネス機会の拡大を図っております。「ビジネスインテリジェンス事業」においては、大量データのデータハンドリングを容易とするビッグデータ高速処理基盤への投資を実施しております。

上記の取り組みを継続的に実施していくためには、中期経営計画の最終年度である平成32年3月期以降も過去数年における投資金額に比してさらなる規模の投資が必要と考えております。中期経営計画期間中においても、従来は1.0%水準であった売上高R&D経費比率を2.0%に引き上げているところであります。また、さらなる競争の激化が予想される事業環境下においては、積極的なM&Aを推進していくことも、長期的かつ安定的な成長を推し進める上で極めて重要であると考えております。また、このような今後のさらなる成長に必要な投資資金の調達については、財務体質のさらなる強化、負債調達余力の拡大に資するエクイティ性のファイナンスを実施することが重要であると判断いたしました。

以上を踏まえ、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響、希薄化率を考慮し、慎重に検討を重ねた結果、平成30年1月の第三者割当による新株予約権の発行(4,000,000株相当、議決権ベースでの希薄化率9.95%)を決議いたしました。調達金額につきましては、中長期的な成長ドライバーを育成するためのグループ共通の研究開発を始めとする各種事業開拓のための投資に3,000百万円、長期的かつ安定的な成長を推し進めるための新規M&A・資本業務提携に対する備え等に2,728百万円を充当していく予定です。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は4,000,000株です。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定(下記②に定義する。)又は停止指定(下記③に定義する。以下同じ。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初 1,429 円 (発行決議日の東証終値) ですが、本新株予約権の各 行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の 92%に相当 する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は 1,001 円 (発行決議日の東証終値の 70%の 水準) であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正 後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降3年間(平成30年1月9日から平成33年 1月8日まで)であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営

業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。

② 当社による行使指定

- ・ 割当日の翌取引日以降、平成32年12月9日までの間において、当社の判断により、当社は割当 予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること (以下「行使指定」という。)ができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日(以下「行使指定日」という。)において、以下の要件を 満たすことが前提となります。
 - (i)東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
 - (ii)前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
 - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - (v)停止指定が行われていないこと
 - (vi) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し (ストップ高) 又は下限に達した (ストップ安) まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日 以内(以下「指定行使期間」という。)に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付される こととなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当 社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数を超えないように指 定する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った 場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- · 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)として、平成30年1月11日から平成32年12月8日までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定を行う場合には、当社は、平成30年1月9日から平成32年12月4日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際には その旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

割当予定先は、(i)平成30年1月9日以降、平成32年12月8日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ii)平成32年12月9日以降平成32年12月

16 日までの期間、(iii) 当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15 取引日前までの期間、又は(iv) 当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

- ① 約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと
 - ・ 今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。
- ② 過度な希薄化の抑制が可能なこと
 - ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 4,000,000 株 (発行決議日現在の発行済株式数 40,236,000 株の 9.94%) と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
 - ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社 が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、 当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われ ないようにすることができます。
- ③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組 みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供 給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が 1,001 円 (発行決議日の東証終値の 70%の水準) に設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が 1,202 円 (下限行使価額の 120%の水準) 以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること
 - ・ 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつで も取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、 上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は1,001円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されており、 株価水準によっては資金調達できない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄 化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
5, 738, 800, 000	10, 090, 000	5, 728, 710, 000	

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合 算した金額であります。
 - 2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が発行決議日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計であります。
 - 4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額5,728,710,000 円につきましては、上記「2.募集の目的及び理由 (1)資金調達の主な目的」に記載しております、中長期的な成長ドライバーを育成するためのグループ共通の研究開発を始めとする各種事業開拓のための投資、長期的かつ安定的な成長を推し進めるための新規 M&A・資本業務提携に対する備え等を目的として、以下に記載のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 新規事業開発目的の研究開発に係る投資資金	3,000	平成 30 年 1 月~平成 33 年 3 月
② M&A 待機資金 (M&A・資本業務提携投資)	2, 728	平成 30 年 1 月~平成 33 年 3 月
습計	5, 728	_

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金により充当することによって上記の事業計画を遂行するか、上記②に充当する予定金額を減額する予定であります。
 - 2. 株価上昇に伴って資金調達額が上記差引手取概算額を上回る場合、超過分は M&A 待機資金 (M&A・資本業務提携投資) に充当する予定であります。
 - 3. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をすみやかに支出する計画でありますが、支出 実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
 - 4. 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

① 新規事業開発目的の研究開発に係る投資資金について

当社グループは、創業以来情報を収集し、加工・分析し、情報に価値を与えることを強みとしてさまざまな業種・業態のお客様のマーケティング活動や事業戦略の支援を行ってまいりました。ありとあらゆるデータが爆発的な勢いで増加、ビッグデータの付加価値向上がビジネス革新のキーとなっている環境下において、データハンドリング技術の高度化や既存商品の付加価値向上のための投資が必須となっております。

具体的には、グループ共通の研究開発として取り組んでいる RPA (Robotic Process Automation: 認知技術を活用した業務の効率化・自動化)、AI を利用した自然言語処理活用技術研究、画像・動画・音

声解析を含む動画認識技術研究、POC(Proof Of Concept:新しい概念や理論、原理等が実現可能であることを示すために行う簡易な試行)の実施、また、現在収益の柱となっている全国小売店パネル調査である SRI(全国のスーパーマーケット、コンビニエンスストア等主要小売店 4,000 店を対象に、継続して食品、飲料、日用雑貨等の POS データを収集する調査手法。市場動向や競合状況を時系列で把握することが可能)の精度向上を目指して取り組んでいる次世代パネル構築、各種大量データのハンドリングを容易とするビッグデータ高速処理基盤への投資を進めることにより、顧客需要の着実な取り込みと生産性の向上による利益率の向上を図ってまいります。投資金額の内訳としては、RPA や各種研究等々グループ共通の研究開発に約 2,000 百万円、SRI の精度向上を目指して取り組んでいる次世代パネル構築に約 500 百万円、ビッグデータ高速処理基盤に約 500 百万円を充当していく予定です。なお、グループ共通の研究開発には、グループ成長ニーズに合致するパートナーや技術探索のための費用も含んでおります。また、ペタバイト級のビッグデータを高速で集計、結合処理を可能とするビッグデータ高速処理基盤への投資には、ソフトウェア開発やハードウェア整備といった設備投資にかかる費用も含んでおります。

上記のとおり、これらの投資に、今回調達する資金のうち、上記内訳の合計金額である 3,000 百万円 を平成 30 年 1 月~平成 33 年 3 月にわたり 充当する予定です。

② M&A 待機資金 (M&A・資本業務提携投資) について

当社グループでは、通常の営業活動によるシェア拡大に加えて、事業活動における経営資源取得のために、M&A・資本業務提携を推進してまいりました。平成27年4月以降で10件以上のM&A・資本業務提携を実施してまいりました。

今後、長期的かつ安定的な成長を推し進めるために、「ビジネスインテリジェンス事業」セグメントを中心として当社グループと親和性の高い案件について、M&A・資本業務提携を積極的に推進してまいります。

これらのM&A・資本業務提携投資には、今回調達する資金のうち、2,728 百万円を平成30年1月~平成33年3月にわたり充当する予定です。なお、現時点において具体的に計画されているM&Aや資本業務提携はありませんが、今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、中期経営計画に掲げた今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人)(以下「プルータス・コンサルティング」という。)に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項(コール・オプション)については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記③の場合を除き評価に織り込まないこと、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行

使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間(権利行使可能な期間に限る。)にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が下限行使価額を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個あたりの払込金額を当該評価と同額となる金570円としました。当社は、上記「2.募集の目的及び理由(2)本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を 行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度 独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼 していること
- (iv) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査等委員への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務 慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を 踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 4,000,000 株 (議決権 40,000 個相当) であり、発行決議日現在の当社発行済株式数 40,236,000 株 (総議決権数 402,094 個。なお、総議決権数 については、平成 29 年 9 月 30 日現在の総議決権数を基準として、平成 29 年 10 月 1 日付の株式分割 (当社普通株式 1 株につき 2 株の割合) を考慮した数を記載しております。) に対し最大 9.94% (当社総議 決権数に対し最大 9.95%) の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、中期経営計画に掲げた今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 4,000,000 株に対し、当社株式の過去 6ヶ月間における1日あたり平均出来高は 67,240 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株 予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要(平成29年9月30日現在)

1	商	号	野村證券株式会社				
2	本店所名	主 地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号				
3	代表者の役職・	・氏名	代表執行役社長 森田 敏夫				
4	事 業 内	容	金融商品取引業				
5	資本金の	り額	10,000 百万円				
6	設 立 年 月	月日	平成13年5月7日				
7	発 行 済 株	式 数	201,410 株				
8	事業年度の	末日	3月31日				
9	従 業 員	数	13,422名(単体)				
10	主 要 取 引	川 先	投資家並びに発行体				
11)	主要取引	銀行	三井住友銀行、みずほ銀 J信託銀行、農林中央金	行、三菱東京UFJ銀行、 庫	りそな銀行、三菱UF		
12	大株主及び持株	朱比率	野村ホールディングス株	式会社 100%			
13	当社との関	係 等					
			割当予定先が保有してい	る当社の株式の数:2,172	株		
	資 本 関	係	当社が保有している割当	予定先の株式の数:-			
			当社と割当予定先との間	 には、記載すべき人的関係	系はありません。また、		
	人 的 関	係	当社の関係者及び関係会	社と割当予定先の関係者及	及び関係会社の間には、		
			特筆すべき人的関係はありません。				
	取 引 関	係	当社の主幹事証券会社であります。				
	関連当事者	~ D	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の				
	該当状	況	関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。				
<u> </u>	 最近3年間の経常	営成績及					
決	算	期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成 29 年 3 月期		
純	 資	産	984, 780	805, 013	735, 965		
総	資	産	14, 018, 037	12, 244, 625	12, 955, 112		
1 株	当たり純資産	(円)	4, 889, 430	3, 996, 889	3, 654, 066		
営	業収	益	801, 268	746, 800	662, 831		
営	業利	益	230, 395	183, 975	98, 782		
経	常利	益	231, 280 184, 705 101, 038				
当	期 純 利	益	150, 027 120, 544 71, 743				
1 株	当たり当期純利益	左(円)	744, 882. 04	598, 498. 39	356, 204. 10		
1 株	当たり配当金	(円)	1, 489, 500	695, 100	372, 400		
				(畄位・五万田	性記しているものを除く		

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成29年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第17期中半期報告書の平成29年9月30日における中間貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する充分な現金・預金及びその他の流動資産(現金・預金:1,157,438百万円、流動資産計:12,200,821百万円)を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、株式会社埼玉りそな銀行は、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

本新株予約権に関して、割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2.募集の目的及び理由 (2)本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第 5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、 日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予

定先に行わせない。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前(平成29年9月30日現在)	
エーザイ株式会社	8.94%
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロー プライスド ストック ファンド(プリ	8.68%
ンシパルオールセクター サブポートフォリオ)	
(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	
インテージグループ従業員持株会	5. 12%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	4.71%
(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	
株式会社埼玉りそな銀行	4.64%
ビーエヌピー パリバ セックサービス ルクセンブルグ ジャスデック アバディーン	4.61%
グローバル クライアント アセッツ	
(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	
豊栄実業株式会社	4.52%
株式会社みずほ銀行	3.47%
(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	
第一生命保険株式会社	3.47%
(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	
大栄不動産株式会社	3. 12%

- (注) 1. 今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
 - 2. エーザイ株式会社の保有株式は、同社が退職給付信託に係る株式として拠出している株式(株主名 簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイロ再信託受益者 資産管理サービ ス信託銀行株式会社」であり、その議決権行使の指図はエーザイ株式会社が留保しています。) であります。
 - 3. 平成29年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アバディーン投信投 資顧問株式会社が平成29年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているもの の、当社として平成29年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大 株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アバディーン投信 投資顧問株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル	1, 490, 600	3. 70

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日 現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴う ものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれる ものではないこと)から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主 の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

						平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連	結	壳	Ē	上	高	43, 925, 553	45, 481, 021	47, 987, 819
連	結	営	業	利	益	3, 571, 059	3, 883, 312	4, 268, 958
連	結	経	常	利	益	3, 446, 897	3, 947, 500	4, 392, 550
親会	会社株主	に帰属	属する	当期純	利益	2, 463, 183	2, 326, 462	2, 871, 670
1 杉	ま当たり	連結当	当期純	利益(円)	123. 03	116. 55	143. 82
1 株当たり配当金(円)				金 ()	月)	30	32. 5	35
1 柞	朱当た	り連	結 純	資 産(円)	989. 01	1, 060. 17	1, 179. 74

(単位:千円。特記しているものを除く。)

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しておりますが、1株当たり連結当期純利益金額、1株当たり配当金及び1株当たり連結純資産は当該株式分割を考慮しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年12月15日現在)

					株 式 数	発行済株式数に対する比率
発	行	済 株	式	数	40, 236, 000 株	100%
現	時 点	の行	使 価	額		
に	おけ	る潜標	E 株式	数	_	_

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	1,373 円	2,030 円	1,464 円
高 値	2, 209 円	2,260 円	2, 339 円
安 値	1,152円	1,264 円	1,310円
終値	2,065 円	1,445 円	2,000 円

② 最近6か月間の状況

		7月	8月	9月	10 月	11月	12 月
始	値	9 999 III	9 204 🎞	2,470 円	1 245 🖽	1 496 🖽	1 202 ⊞
ダロ 1	ഥ	2,223 円	2,304円	※1,359円	1,345円	1,486円	1,392円
高	値	9 E94 III	9. 409 ⊞	2,920円	1 407 ⊞	1 500 ⊞	1 449 🖽
同	胆	2,524 円	2,498円	※1,360円	1,487 円	1,500円	1,448円
安	値	2,222 円	2, 251 円	2,430 円	1,315円	1,356円	1,319円
女 1	胆	2, 222 円	2, 251 円	※1,314円	1, 515	1, 550	1, 319 円
4/2 A	估	9. 954 ⊞	9. 476 ⊞	2,681 円	1 407 ⊞	1 201 ⊞	1 495 ⊞
於	終値		2,254 円 2,476 円		1,487円	1,391円	1,435円

- (注) 1.12月の株価については、平成29年12月14日現在で表示しております。
 - 2. 9月の※印は、平成29年10月1日付株式分割(普通株式1株を普通株式2株に分割)による権利 落後の株価を示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 12 月 14 日
始 値	1,435円
高 値	1,448円
安 値	1,427円
終値	1,435円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。 (別紙)

株式会社インテージホールディングス第1回新株予約権発行要項

株式会社インテージホールディングス第 1 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行要項は以 下のとおりとする。

- 1. 新株予約権の総数 40,000 個
- 2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債 等振替法」という。)第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるこ ととする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合 を除き、新株予約権証券を発行することができない。
- 3. の目的である株式 の種類及び数
- 新 株 予 約 権 (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 4,000,000 株と する(本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下**「交付株式数**」と いう。) は、100株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式 数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付 株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第6項の規定に従って行使価額(第4項第(1)号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整前交付株式数 × 調整前行使価額

調整後交付株式数=

調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第6項に定める調整前 行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3)前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数につい てのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとす
- (4)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第6項第(2)号、第(4)号及 び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用す る日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びに その事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要 な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。) に通知する。ただし、第6項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記 の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 4. に際して出資され る財産の価額
- 新株予約権の行使 (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の 行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額 とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる ものとする。
 - (2)行使価額は、当初 1,429 円とする。ただし、行使価額は、第 5 項又は第 6 項に 従い、修正又は調整されることがある。
- 行 使 価 額 の 修 正 (1) 平成 30 年 1 月 9 日以降、第 14 項第(1) 号に定める本新株予約権の各行使請求の

通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が1,001円(ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

- (2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める 払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
- 6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

交付普通株式数×1 株あたりの払込金額 既発行普通株式数+ 時 価 調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①時価(本項第(3)号②に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは 当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主 (以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準 日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、 又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。 ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受け る権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当

ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の 対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整 後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等 の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付 されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式 数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確 定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社 債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社 普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適 用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。)が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号③に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 ⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第 (4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等 が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等 修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合
 - (i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
 - (ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の 調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に

残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

(調整前行使価額ー調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ②本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする.
- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を 適用する日(ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日)に先立つ45取引日目 に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の 平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位 未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加

した当社普通株式の数を含まないものとする。

- ⑤本項第(2) 号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付 社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2) 号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合 には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、そ の取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭 その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又 は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使 価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払 込金額とする。
- ⑥本項第(2) 号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適 用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日に おける当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)(本項第(2)号④において は) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通 株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株 式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関 して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されてい ない当社普通株式の株式数を除く。) 及び当該取得条項付株式等の取得と引換 えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第 (2) 号⑤においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2) 号又は第(4) 号に基 づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されてい ない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請 求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち 未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。) 及び取得価額等修正日 に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で 転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式 数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2) 号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を 必要とするとき。
 - ③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ④行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく 調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による 影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 本項第(1) 号乃至第(5) 号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらか じめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額 及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本 項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができ ないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 7. 新株 予約権 の 平成30年1月9日から平成33年1月8日までの期間(以下「**行使可能期間**」とい 行 使 可 能 期 間 う。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営 業日(機構(第16項に定義する。以下同じ。)の休業日等でない日をいう。)並び に機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものと する。
- 9. 条項
- 新株予約権の行使 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算 により株式を発行 規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じ する場合における た金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるも 増加する資本金 のとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の 及び資本準備金額を減じた額とする。
 - 新 株 予 約 権 の (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15取引日 を超えない日に定められるものとする。) を別に定めた場合には、当該取得日 において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を 取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予 約権 1 個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を 消却するものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若し くは株式移転(以下「**組織再編行為**」という。)につき当社株主総会で承認決 議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取 得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得す る。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しく は整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定 された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である 場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権を取得するのと引換えに 当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と 同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した 本新株予約権を消却するものとする。
 - (4)本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当 社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者 に通知する。
- 10. 各新株予約権1個あたり570円 の払込金額
- 新株予約権22,800,000円とする。
 - の払込総額
- 新株予約権の平成30年1月5日 12. 当 割 H
- 新株予約権の平成30年1月5日 13.

払 込 期 日

- 行使請求及び 払込の方法
- 14. 新株予約権の(1)本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債等振替法第2条第4項 に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行 い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われ ることにより行われる。
 - (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新 株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関 を通じて現金にて第 18 項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の 当社の指定する口座に払い込むものとする。
 - (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- 新 株 予 約 権 の 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 15. 行使の条件
- 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構(以下**「機構」**という。) 16.
- 17. 新株予約権の 三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部 行使請求受付場所
- 18. 新株予約権の株式会社埼玉りそな銀行東京支店 行使に関する 払込取扱場所
- 効力発生時期等
- 19. 新株予約権行使の (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付 場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全 額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に 振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付す
- 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置 20. の廃止等に伴うが必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

扱 しい

- 募集の方法第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当てる。 21.
- 22. 申 込 期 間 平成30年1月5日
- 23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式 の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結 果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金570円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成29年12月15日の東証における 当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。